



「全国キャラバン金融講座」において講演する伊藤大臣 (10月23日) → [P12](#) に関連記事



財務局長会議において挨拶する西銘政務官 (10月26日) → [P5](#) に関連記事

目次

【トピックス】

- 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について・・・・・・・・・・ 2
- 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について・・・・・・・・・・ 5
- 財務局長会議の開催について・・・・・・・・・・ 5
- 災害時における金融庁の取組状況について・・・・・・・・・・ 7

【海外通信】

- 未来の国際金融センター「上海」から
在上海日本国総領事館 領事 河邑 忠昭・・・・・・・・・・ 8

【集中連載】

- ペイオフ解禁拡大 (第1回: ペイオフ解禁拡大 (本格実施) とは?)・・・・・・・・・・ 12

【金融ここが聞きたい!】・・・・・・・・・・ 15

【金融便利帳】

- 今月のキーワード: 「ラップ口座」「無認可共済」・・・・・・・・・・ 18

【お知らせ】・・・・・・・・・・ 21

【10月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・ 23

【トピックス】

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について

1. 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」とは

金融庁では、中小企業等への金融の円滑化に向けた取組みの一環として、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」（通称「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」）を開設しています。これは、中小企業が、金融検査マニュアルなどを理由に金融機関から不当な扱いを受けた場合等に、金融庁等に直接通報できるよう、ファックスや電子メールの受付窓口を設けたものです。

2. ホットラインに寄せられた情報の受付と活用の状況（平成16年9月末現在）

(1) 受付状況

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付・活用状況については、四半期毎に公表することとしており、平成16年10月22日に第7回目の公表を行いました。平成14年10月の開設以降平成16年9月30日までに受け付けた情報の累積件数は1,609件となっています。受付状況の詳細は別表を参照してください。

(2) 活用状況

① 金融機関全般に関する活用としては、貸し渋り・貸し剥がしホットラインに寄せられた情報を参考に、昨年7月、「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」（本ガイドラインは、その後「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の中に織り込み済み）を制定しました。

また、本年7月に策定した「平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」に基づき、平成16事務年度（平成16年7月～平成17年6月）の検査においては、上記事務ガイドライン等を踏まえ、特に借り手企業に対する説明責任の履行状況等の重点的検証を行ってまいりました。

更に、寄せられた情報を参考に、金融機関に対して、中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等を要請しています。

（参考）こうした取組みに加え、本年2月に改訂した「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」においては、金融機関と借り手企業との間の密度の高いコミュニケーションを通じた経営実態の把握状況等を検査において勘案することとしています。

② 個別金融機関に関する活用は、以下の方法により行っています。

(i) 受け付けた情報については、監督において、四半期毎にとりまとめ、金融機関の対応方針、態勢面等のヒアリングを実施しています。これらの情報のうち、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、臨機に、事実確認等のヒアリングを実施しています。

なお、これらのヒアリングの結果、監督上確認が必要と認められる場合には、銀行法第24条等に基づく報告を徴求することとしています。

(ii) 検査においては、検査を実施する金融機関に関し、検査時までに受け付けた全ての情報や当該金融機関から徴求した報告の内容を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。

なお、検査の結果、問題があると認められる金融機関に対しては、銀行法第 24 条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求することとしています。

③ 具体的な活用の状況は、以下のとおりです。

(i) 本年4月1日から6月30日までに受け付けた情報については、監督において、これを基に45金融機関に対してヒアリングを行いました。

また、そのうち監督上確認が必要と認められた2金融機関に対して、報告を徴求しました。

(ii) 本年4月1日から6月30日までに着手した検査においては、20金融機関の検査に際し、検査時までに寄せられた情報等を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行いました。

また、検査の結果、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等に問題のあった1金融機関に対し、上記期間において、その改善措置に関する報告を徴求しました。

④ なお、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報をより有効に活用し、政府全体として対応を図るため、中小企業庁と連携して関係省庁間の連絡会議を随時開催しています。

(別表)

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付状況
(平成16年7月1日から9月30日までの受付分)

(参 考)

【受付件数】

7月1日から9月30日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
122	1,609

(注) 1件の情報で複数の機関に関するものなどがあるため、受付件数と下表二表の内訳の合計とは一致しない。

【業態別内訳 (情報提供者の主張に基づく分類)】

	7月1日から9月30日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
主要行	31	500
地方銀行・第二地方銀行	21	450
信用金庫・信用組合	19	215
政府系金融機関	15	182
その他	26	354

【類型別内訳（情報提供者の主張に基づく分類）】

	4月1日から6月30日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
新規融資拒否として情報提供されたもの	40	474
更改拒絶として情報提供されたもの	9	108
返済要求として情報提供されたもの	14	336
担保売却として情報提供されたもの	12	132
債権売却として情報提供されたもの	6	62
金利引上げとして情報提供されたもの	2	95
追加担保要求として情報提供されたもの	8	90
金融商品等の購入要請として情報提供されたもの	0	20
強引な経営関与として情報提供されたもの	0	13
その他として情報提供されたもの	34	733

※ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成16年10月22日）」にアクセスしてください。また「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」について、詳しくは金融庁ホームページの「[貸し渋り・貸し剥がしホットライン](#)」を、「金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]」について、詳しくは金融庁ホームページの「[金融検査マニュアル別冊 \[中小企業融資編\]](#)」をアクセスしてください。

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

昨年9月12日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドラインを改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表しています。

これによると、調査を開始した平成15年9月以降、本年9月30日までに、金融庁及び全国の財務局等において、6,518件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、本年9月30日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、3,344件の利用停止、2,175件の強制解約等を行っています。

※ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」\(平成16年10月26日\)](#)にアクセスしてください。

財務局長会議の開催について

金融庁は、10月26日、本事務年度(平成16年7月～平成17年6月)第2回目の財務局長会議を開催しました。会議においては、五味長官の挨拶のあと、当庁各局からの業務説明、意見交換を行い、そのうち西銘政務官から挨拶をいただくとともに、政務官はじめ当庁幹部と財務局長等との質疑・意見交換を行いました。その後、証券取引等監視委員会事務局及び公認会計士・監査審査会からの業務説明を行いました。

西銘政務官の挨拶の概要は、

「小泉総理からは、①平成16年度末までに不良債権問題を終結させ、ペイオフ解禁拡大を予定通り平成17年4月から実施するよう、金融システムの安定・強化に引き続き取り組むこと、②地域経済の活性化や中小企業の再生を実現していくために、地域・中小企業金融の円滑化に取り組むこと、③民間金融機関等の創意工夫により、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるよう金融行政を進めること、の3点の御指示を受けた。

引き続き金融システムの安定・強化を図るとともに、利用者が金融・証券市場の可能性を存分に活用できるよう、金融・証券市場の構造改革と活性化にしっかり取り組んでいく所存である。

まず、金融システムの安定・強化に関して、主要行については、「金融再生プログラム」に基づく諸施策の推進により、不良債権比率が着実に低下している。

また、中小・地域金融機関については、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るとともに、不良債権問題を同時に解決することを目指し、間柄重視の地域密着型金融、いわゆるリレーションシップバンキングの機能強化に取り組んでいる。各財務局においては、引き続き管内の中小・地域金融機関による機能強化計画の実施状況を把握するとともに、その着実な実行を促すなど、地域密着型金融の機能強化に努めて頂くようお願いする。

更に、検査において、中小企業に対するきめ細かな実態把握を行う観点から、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の一層の周知徹底にも努めて頂くようお願いする。

ペイオフ解禁拡大については、平成 17 年 4 月からの実施に向けて、より強固な金融システムの構築、ディスクロージャーの充実及び預金保険制度の円滑な運営のための環境整備という 3 つの施策を着実に実施していきたいと考えている。

次に、金融・証券市場の構造改革と活性化に関しては、誰もが投資しやすく、投資家から信頼が得られ、効率的で国際競争力のある金融・資本市場の基盤を整備することが必要である。このため、証券取引法等の改正により、証券仲介業制度の創設・拡充、市場監視機能・体制の強化、株式等のペーパーレス化による決済の迅速化・効率化へ向けた制度整備を行うとともに、平成 15 年度及び 16 年度税制改正において証券税制の大幅な軽減・簡素化が実現された。今後とも、こうした制度整備等により、「貯蓄から投資へ」の流れを更に加速していきたいと考えている。

今臨時国会においては、金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止する観点から、外国為替証拠金取引やこれに類似する取引を取り扱う業者を「金融先物取引業者」の定義に含め規制対象とするとともに、取引を行う顧客を保護するために必要な規制の整備を行うこととしている。

なお、金融庁としては、本年 6 月に閣議決定された「基本方針 2004」において年末を目途に策定することとされている「金融重点強化プログラム」（仮称）についても、幅広く入念に検討を進めてまいりる所存である。」というものでした。

西銘政務官及び当庁幹部と財務局長等との質疑・意見交換においては、財務局長等から、「中小・地域金融機関における地域経済の活性化等に向けた取組に対する財務局の対応」についての報告及び討議を行いました。

当庁各局による業務説明においては、各局における諸問題や活動状況について説明が行われ、その後、それに対する質疑・応答を行いました。

災害時における金融庁の取組状況について

10月23日に発生した「新潟県中越地震」並びに台風や豪雨で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

金融庁においては、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻及び中途解約に関する適時適切な措置等を講ずるよう要請することとしています。

10月23日に発生した「平成16年（2004年）新潟県中越地震」に関して、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）団体等に対しては、翌24日、関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店と連名で、以下について金融上の措置を適切に講ずるよう要請を行ったところです。

- ① 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること
- ② 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること
- ③ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること
また、これを担保とする貸付にも応ずること
- ④ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること
- ⑤ 災害時における手形の不渡処分について配慮すること
- ⑥ 汚れた紙幣の引換えに応ずること
- ⑦ 国債を紛失した場合の相談に応ずること
- ⑧ 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること
- ⑨ ①～⑧にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと

証券業界団体に対しては、10月24日、関東財務局新潟財務事務所から、以下について金融上の措置を適切に講ずるよう要請を行ったところです。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置
- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置
- ④ その他、顧客への対応について十分に配慮すること

生命及び損害保険業界団体に対しては、10月24日、関東財務局新潟財務事務所から、以下について金融上の措置を適切に講ずるよう要請を行ったところです。

- ・ 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること

また、本年7月以降発生した台風災害等（「16年7月新潟豪雨」、「16年7月福井豪雨」、台風15号、台風16号、台風18号、台風21号、台風22号、台風23号）においても、地方財務局等において同様の要請を行ったところです。

未来の国際金融センター「上海」から

在上海日本国総領事館 領事

河邑 忠昭

本年7月の人事異動で、4年間勤務した金融庁から在上海総領事館に転勤いたしました。本日は、アクセス FSA の紙面をお借りして、発展著しい中国経済の「火車頭」(『牽引車』の意味です)である上海の状況について報告させていただきます。

1. 上海市の概況



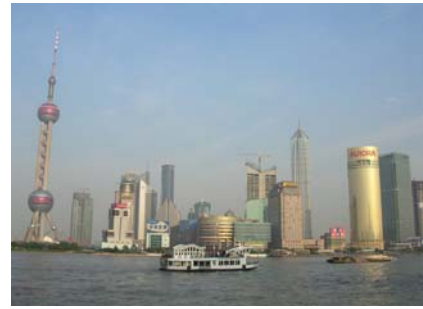
上海総領事館

上海市は中国の「華東地区」と呼ばれる地域の中核都市であり、同時に中国随一の経済都市として目下、猛烈な勢いで発展を遂げつつあります。中国には、北から順に、黒竜江(アムール川)、黄河、長江(揚子江)、そして珠江(ジュコウ)と四つの大河がありますが、上海は長江の下流域デルタ地帯に位置し、周囲の蘇州、杭州、無錫(ムジャク)、遠くは南京まで含む一大工業都市圏を形成しています。

中国はとても広く、なかなかイメージが湧かないと思いますので、日本と比較してみますと、いわゆる華東地域(上海市、江蘇省(コウソショウ)、浙江省(セッコウショウ)、安徽省(アンキショウ))だけで1億3千万とほぼ全日本の人口と一致します。上海市はその中核都市として1700万人を抱える都市ですので、規模だけで言えば、ほぼ東京と一致すると言えます。

上海は、かつて、1930年代には「東洋のパリ」と呼ばれた華やかな都会でした。その面影は、いわゆる「バンド(外灘)」と呼ばれる地区に残る旧英国租界の数多くの建築物に見ることが出来ます。上海は、街の中を流れる黄浦江((コウホショウ)長江の支流)という河を挟んで、西(浦西(ホセイ))が旧市街、東(浦東(ホトウ))が新市街という形で構成されていますが、みなさんが観光ガイドなどでよく目にされる洋風建築は、黄浦江の西岸地区に立ち並んでいます。まだ船舶輸送が全盛であった頃、バンドは上海の玄関口であり、日本国総領事館も終戦まではこの付近に所在していました。当時日本人が多く住んでいた共同租界には、文豪魯迅と親交のあった内山完造の経営する「内山書店」などが所在したほか、映画「ラスト・エンペラー」にも登場する男装の麗人、川島芳子が常宿にしていた「ブロードウェイ・マンション」がそのままの姿で現在もホテルとして機能しており、我々現代の日本人がとかく忘れてしまいそうになる「戦前」の香りがここ上海には依然として強烈に存在しています。

一方、黄浦江の東側、いわゆる「浦東」地区ですが、ここはいわゆる「改革開放」後の上海を代表する地域であり、日本の経済雑誌などに「将来の国際金融センター」としてよく紹介されている場所です。90年代前半までは一面の農作地であった場所が、今や88階建の超高層ビル「金茂大廈」をはじめとする高層ビル街へと早変わりし、上海証券取引所や外為センター、さらには我が国の4大メガバンクはもちろんのこと、世界の有名大手金融機関が軒を並べる、いわば上海の「ウォール街」を形成しています。



浦東の風景

なお、2007年には上部建造物を除くビル本体の高さでは世界一となる「環球金融中心」ビルの竣工が予定されており、名実ともにニューヨークを強く意識した国際金融センターの建設に向け、少なくとも物理的インフラの整備については、急ピッチで進みつつあります。

このように上海は、河を挟んで東西に「新」と「旧」が共存する街であり、なかなか魅力的な町であると言えます。なかなか文字では言い表すことが難しいのですが、百聞は一見に如かず、一度は訪れる価値のある街ではないかと思えます。

2. 増え続ける日本人と日本企業

現在の上海と日本との関わりについて考えるときに避けて通ることの出来ないことは、この地に居住する日本人の多さです。昨年10月現在で、上海市に長期滞在する日本人は実に約2万8千人に達しており、ちょっとした我が国の地方都市程度の人口となっています。日本人学校の生徒数も約1800人ですから、子供を含む多くの日本人が、如何にこの街と大きな関わりを持っているかということが分かるでしょう。なお、日系企業数で言いますと（「日系」の定義にもよりますが）約5000社の企業が進出していると言われていました。従来、海外に進出する企業といえば、大企業、それも商社やメーカー、金融機関と相場が決まっていたましたが、最近の企業進出で目立つのは、中堅・中小企業の多さです。製造業立国日本を支えてきたのは、高い技術水準を誇る中小部品メーカーでしたが、これら中堅・中小企業が安価で質の高い労働力を求め、雪崩をうって上海近辺に進出しつつあります。

金融機関で言いますと、最近では地域金融機関の拠点開設が目立ちます。もちろんこれら地方銀行の拠点は営業を目的としたものではありませんが、顧客である中堅・中小企業が上海に進出する以上、顧客確保のため、そして顧客企業の経営状況の把握のために、金融機関も人を派遣せざるを得ないといった状況のようです。本年11月現在で、実に27の地域金融機関が上海に代表所を開設しています。

以下、私見ではありますが、東アジアの経済統合は、民間レベルでは着実に進みつつあるように感じます。とりわけ、垂直分業という形を通じて、急速な勢いで我が国企業が多国籍化しつつある現状、そこに資金供給を行う金融機関のポートフォリオ監視という面でも今後益々国境を越えた目での把握が必要になるのではないかと思います。金融監督当局として、こうした我が国の産業構造の転換、更には東アジア地域における経済統合といった動きにどう対応していくのか、早急な検討が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

3. 上海金融事情

我が国の金融センターは言うまでもなく東京ですが、中国の国内金融センターは上海です（国際金融センターは香港）。中国の金融監督当局は我が国とは異なり、銀行、証券、保険と業態毎に分かれています。中央銀行である中国人民銀行を含め全て本部は首都である北京に位置しています。また、中国の大手金融機関も基本的に本部は北京に置いています。

それでは、何が上海をして中国の金融センターたらしめているかということですが、まず第一に、証券取引所が上海に位置するということが挙げられます。中国本土においては、上海及び深圳（シンセン）の二ヶ所しか証券取引所が存在せず、取引量、上場株式数共に上海が深圳を大きく上回っています。第二に、上海には銀行間コール市場のセンターが設置されているほか、外貨取引センターも上海に位置しているため、金融取引においては基本的に多くが上海において行われているということになります。我が国では、金融庁、日本銀行、東京証券取引所、更には大手金融機関の本店が全て東京に集中しているため、政策決定が行われる場所と金融取引が行われる場所が地理的に離れていることに対し、あまりイメージが湧きにくいと思いますが、あえて比較するとすれば、米国におけるワシントンとニューヨークのような感じかも知れません。

さて、最近日本の本屋でも、「中国株」に関する解説書などを目にすると思いますが、実は日本で紹介されている中国株の多くは上海株式市場ではなく、香港株式市場に上場されているものです。中国においては外貨取引が基本的に経常項目取引に限定されていますから、外国人が資本項目取引を行うことは厳しく制限されています。上海株式市場は、国内投資家を対象としたA株市場と海外投資家を対象としたB株市場の二つに分断されており、外国人はB株市場にのみ参加することが出来ます。もっともB株市場は上場株式数、参加者ともに極めて限定的なため、市場の流動性が低いという問題があり、中国企業においても自信のあるところは香港株式市場に上場する、若しくはシンガポールやニューヨークに出て行くといった状況となっています。なお、最近、「適格外国機関投資家（QFII）」という制度が導入され、日本の大手証券会社を含む海外の機関投資家に対し、一定の枠の中でA株市場に参加することが許されることとなりました。現在、人民元の為替レートの絡みで外貨管理制度のあり方について、大いに議論が行われており、また、中国がWTOに加盟するといった国際化の流れの中で、いずれは外国人が上海株式市場において大いに活躍するといった日も近いのかもしれない。

なお、中国証券市場の近況ですが、残念ながら中国経済の活況とは裏腹に、株式市場は本年9月に5年来安値を更新するなど低迷が続いています。中国の株式市場の特徴として、第一に参加者の大部分が個人投資家であるという点が挙げられます。上海の公園などに行くと、よくラジオで株式放送を聞きながら、ひっきりなしに携帯電話で売り買いの注文を出している個人投資家を目にします。また、証券会社の店頭などを見ましても、株価ボードを見つめる人ばかりが出来ており、言葉は悪いのですが日本で言う場外馬券売場にも似た活況を呈しています。先ほど適格外国機関投資家について触れましたが、現在、株式市場を改革するため、中国においても機関投資家の育成を図っており、スペキュレーションではなくインベストメントを目的とした市場へと生まれ変わることを目指しているようです。第二に、中国はかつての計画経済から市場経済への転換を図っている最中であり、従って、企業の多くは依然として国有企業であるという点です。現在、国有企業を株式会社へと転換するとともに、国が保有する株式の一部を上場するといった政策が進められていますが、発行株式数のうち実際に市場に上場されて流通する割合は限られています。かつては我が国株式市場も多くが「持合株」として流通割合が事実上制限されていた時代がありましたが、丁度それと類似した状況であると考えられます。国有企業改革が進むにつれ、株式の新規公開（IPO）もどんどん増える一方で、株式市場に流入する資金が限定されているため、株式市場における需給のアンバランスを生じ、これが最近の株式市場の低迷の原因であるとされています。いずれにしても、中国の株式市場は未だ発展の途上であり、株価指数が景気の先行指標と見なされるまでにはまだ時間がかかりそうです。

4. 不良債権問題が深刻

中国の金融で今大きな話題となっているのが、主要銀行の不良債権問題です。本年9月末における四大国有商業銀行の不良債権比率は 13.37%であると発表されており、その深刻さが見て取れると思います。もっとも本年3月末は 19.2%と発表されていたので、日本に勝るとも劣らぬ勢いで不良債権比率の低下に向けて努力しているとも言えます。

さて、これら不良債権の発生原因ですが、日本における金融機関の不良債権がいわゆるバブル時代における企業への過剰貸出によって形成されたものであるとは異なり、中国の不良債権の発生原因はその多くが国有企業への貸出が不良化したものであるとされています。したがって、処方箋としても、非効率な国有企業を如何に民営化するかということが中心となります。中国の不良債権問題は、計画経済から市場経済への転換期における言わば過去の「負の遺産」であり、これを如何に解決するかということは、単に経済面の問題に留まらず、国のあり方そのものに関わる問題であると言えるのかも知れません。筆者も、中国の金融当局者等と互いの不良債権問題について議論をする機会がありますが、同じ「不良債権問題」とは言っても、その歴史及びメカニズム、政治的な含意など非常に異なる問題であるという印象を強く持つに至りました。

5. 発展の光と影



浦西の風景

上海では、昨年流行した SARS（新型肺炎）以来、公共交通機関であるバスだけでなく、タクシーを利用する人が増えたとされています。タクシーの初乗りは 10 元（日本円で 130 円）であり、当地の所得水準を考えれば決して安い乗り物ではないのですが、夜になると町の中心地ではタクシーを捕まえるのに 1 時間も待たねばならないことがあるなど、所得水準の向上から来る街の活気、国民の将来への期待など、見ていて眩しいものを感じることもしばしばあります。

一方で、地域間、階層間における所得格差の拡大も著しく、とりわけ違法開発により土地を追われた農民の増加など数々の社会問題も日々顕在化しています。また、発電所建設が電力需要増に追いつかず、夏や冬には深刻な電力不足を招いており、今年の夏には有名なバンド（外灘）地区のライトアップが消されて、折角の夜景が楽しめなかったほか、周辺の工場においても操業時間の調整などを行わざるを得ないこととなるなど、発展途上国特有の問題も数多く存在します。開発に伴う環境問題も日々深刻化しています。

隣国に住む人間として、特に最近では貿易・投資のパートナーとして、我が国が中国と話し合わなければならない問題は、日々増加していると言えましょう。願わくは、拙文を通じ、一人でも多くの方と問題意識を共有するとともに、行政官としてその解決に向けた努力を続けていくことが出来ればと考えています。

ペイオフ解禁拡大 (第1回：ペイオフ解禁拡大(本格実施)とは?)

1. はじめに

ペイオフ解禁拡大(「全面解禁」とか「本格実施」とか様々な表現がなされているようです。この特集では、ペイオフ解禁拡大又はペイオフ本格実施という表現を使います。)まであと数ヶ月となりました。

そこで、本誌では、ペイオフ解禁拡大(本格実施)を更に皆さんの身近なものとしていただくため、金融庁に寄せられた質問などへの回答や、金融庁がペイオフ解禁拡大のために取組んでいる施策などの内容を中心に特集を組むこととしました。

本号から来年3月号までの特集をご覧ください、皆さんがペイオフに対して持つ不安や疑問を解消して、来る4月1日を迎えましょう。

2. ペイオフ解禁拡大(本格実施)とは?

さて、来年4月1日にペイオフ解禁拡大を迎えますが、一体何が起こるのか、正確に答えられる方はいるでしょうか?

まずは、預金保険制度を説明する必要がありますね。預金保険制度とは、万が一金融機関が破綻した場合でも、皆さんの預金の一定額までと、決済のために振り込んだ資金等を保護しながら、円滑に金融機関の破綻処理を行うための仕組みのことです。

そして、来年4月1日に預金保護の範囲が変わることを、**ペイオフ解禁拡大(本格実施)**と呼んでいます。

具体的には、図のように、現在(平成16年11月)、**全額保護されている普通預金、当座預金、別段預金のうち、普通預金及び別段預金の一部が全額保護ではなくなり、定期預金などと同様に、1つの金融機関ごとに1人当たり元本1千万円までとその利息が保護されることになるのです。**こうして預金を取り扱う金融機関が破綻しても、最小限の預金を保護し連鎖破綻などが起こらないように配慮しつつ、破綻金融機関の営業などを受皿となる金融機関に譲渡し、その後の破綻処理を円滑に進めるための制度が預金保険制度なのです。

(図) 預金等の保護範囲について

		平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息がつかない等の要件を満たす預金 (※1) は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円(※2)までとその利息等(※3)を保護。 1,000万円を越える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われ ます。 (一部カットされることがあります。)	
対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。)	

- (※1) 決済用預金といい、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。
- (※2) 当分の間、金融機関が平成15年4月以降に合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円までではなく、「1,000万円×合併等に関わる金融機関の数」による金額(例えば、2行合併の場合は、2,000万円まで)になります。
- (※3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

では、来年4月1日以降も全額保護される預金はあるのでしょうか?

図の右上に「利息がつかない等の要件を満たす預金」と書いてありますね。これを「**決済用預金**」と言い、「**利息が付かないこと(無利息)、いつでも払い戻し請求できるもの(要求払い)、振込みなどの決済サービスに使うことができる**」という3つの要件を満たしたものは17年度以降も、引き続き、**全額が保護されます**。

この決済用預金については、皆さんから様々な照会を受けていますので、12月号から2月号にかけて特集を組む予定です。

3. お知らせ

さて、このペイオフ解禁拡大に向け、金融庁では皆さんにこの預金保険制度をわかりやすく広報することに努めています。特に金融広報中央委員会が主催する「全国キャラバン金融講座」には金融庁として後援し、10月23日の東京・新宿会場では伊藤大臣が講演を行いました。

ちなみにこの日は、リードスピーカーの藤沢久美氏(ソフィア・バンク副代表)も、ペイオフ解禁拡大の概要について大変わかりやすく説明されました。



伊藤大臣による講演「一人ひとりの夢の実現に向けて～ペイオフ解禁拡大・自己責任を考える～」

主な内容は、①ペイオフ解禁拡大に向けた金融庁の施策により、不良債権問題が着実に正常化に向かっていること、②ペイオフ解禁拡大後は、資金の運用・管理について、預金の分散や預金以外の金融商品の活用など自ら最適と思われるスタイルを考え実践していくことが重要であること、③一人一人が自己責任の下でお金の新たな運用・管理を実践されるようになると、社会全体として資金の流れ

に変化が出ると予想されること、④金融機関はこうしたニーズに応えられるよう、自らの健全性を高めるとともに、経営内容の情報を判りやすく発信することが更に重要になること、⑤金融行政としては、こうした「貯蓄から投資へ」の流れがスムーズに展開されるよう株式市場や公社債市場など金融・証券市場の構造改革と活性化に取り組んでいくこと、というものでした。

また、講演後は、会場の皆さんと伊藤大臣と藤沢氏との間で活発な意見交換や質疑応答が行われ、伊藤大臣並びに藤沢氏も自身の経験なども織り交ぜて回答するなど、予定された時間を超過する程の盛況ののち無事幕を閉じました。

なお、この日は東京会場のほか、金沢会場では白石真澄氏（東洋大学経済学部助教授）と松村淳一氏（北陸財務局理財部長）が、岡山会場では神戸孝氏（FP アソシエイツ&コンサルティング代表取締役）と岡嶋公則氏（財務省中国財務局岡山財務事務所長）が講演を行ない、両会場ともに盛んな質疑応答が行われました。

全国キャラバン金融講座は来年3月までの間、全国22箇所で開催し、ペイオフ解禁拡大に向け「自己責任とは何か。」といったテーマのもと各界でご活躍中の方々が講演を予定しています。本誌でのペイオフ解禁拡大の特集を待ち切れない方、金融取引における自己責任とは何か？とお考えの方など、ご興味のある方は金融広報中央委員会のホームページ（<http://www.caravan2004.net/>）をご覧ください、是非会場に起こしてください。

次回12月号は、「決済用預金」の要件について解説します。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q： 「金融再生プログラム」は策定実施までに一ヶ月足らずでしたが、今回は実施まで約半年の時間がある中で、新プログラムはどのような所に重点が置かれているのでしょうか？

A： 「金融再生プログラム」につきましては、この2年間を対象にしていたわけであり、日本経済を長年苦しめてきた不良債権問題を終結するという大きな目標にして、プログラムの策定をさせていただいたわけであり、そしてこのプログラムに基づいて各種の諸施策を展開し、不良債権比率を概ね半減するという目標を設定させていただきました。現状は、この目標に向かって順調に進捗をしていると考えておりますが、今はまだ不良債権問題が完全に正常化した状況ではありませんので、改革の手を緩めず金融再生の総仕上げを続けていかなければいけない。そうした問題意識の上に17年度から始まる2年間について、新しいプログラムを策定していこうということです。

その目指すところは国際的にも最高水準の金融機能を利用者のニーズに応じて提供できるような金融システムの構築ということであり、そうした問題意識の中でこのプログラムの策定に当たっていきたくて思っております。

今日、委員の先生方からはその先を見越して、理想とする日本の金融システム、金融機能の強化のあり方をどう考えるべきか、その中で17年度からの2年間についての議論をしっかりとしていかなければいけないという御議論も出ておりましたし、御指摘もございました。

(平成16年10月26日(火))

[「金融重点強化プログラム\(仮称\)」アドバイザー・チーム第一回会合終了後記者会見](#) 抜粋)

Q： アドバイザリー・チームのメンバーの方からは、現状の金融行政、今後の課題について、こういった議論があったのでしょうか？

A： 例えば、「国際性」という視点の中での議論として、日本の金融界はITの取組みが、国際的に見ると遅れているのではないかと。国際的な視点の中で新しい技術革新に対応した取組みが非常に重要で、それを強化していくにはという御意見がございました。

「利用者の立場に立った」ということであれば、競争の促進と、新陳代謝というものが重要ではないかという御指摘がございました。

「利用者重視」という観点からは、特定分野に特化した金融機関とか、他業態からの参入がもっと積極的に行われても良いのではないかと御議論もございました。

金融機関を健全な競争環境に置いて、利用者がメリットを実感できる金融行政が求められているのではないかとこの私共金融行政に対する御指摘もございました。

地域経済の活性化や、中小企業の再生に貢献できる金融機能を強化していくことについては、特に事業再生の観点から、現在は事業再生を積極的に行っていくことが合理的という時代に入ってきており、事業再生を促すためには早く対応した方が合理的になる枠組みを金融行政として用意をしていく必要があるのではないかとこの御指摘もございました。

ガバナンスの改善に向けた対応策、これも非常に重要なことであるという御指摘もございました。

(平成 16 年 10 月 26 日 (火))

「金融重点強化プログラム (仮称)」アドバイザー・チーム第一回会合終了後記者会見 抜粋)

Q： 新BIS規制に基づく国内基準が公表されましたが、この評価とこの基準に基づいて金融機関に求められる経営姿勢について教えてください。

A： 公表された我が国の自己資本比率の規制案は、自己資本比率の計算に当たり国際的な枠組みを踏まえた上で、銀行が抱えるリスクをより正確に反映する内容となっております。邦銀のリスク管理の向上を通じ我が国の金融システムの強化に資するものであると考えているところでございます。このような新しい規制は今後の金融行政の柱となるものであることから、各金融機関においては新規制の実施に向け積極的に取り組んでいただきたいと思います。

(平成 16 年 10 月 29 日 (金) 閣議後会見 抜粋)

※ 自己資本比率の規制案について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について](#)」(平成 16 年 10 月 28 日)にアクセスしてください。(意見募集の〆切=平成 16 年 11 月 30 日 (火) 17:00 必着)

Q： この時期に市場行政を担当する金融庁として、関係者に向けてディスクロージャー制度の信頼性確保に関して強いメッセージを発することについて、改めて金融庁の決意というか大臣の決意、狙いをお願いします。

A： 何度となく記者会見でもお話をさせていただきましたように、証券市場の信頼を確保するためには、適切な情報開示が行われることが極めて重要であります。10月中旬以降、こうした情報開示を巡る不適切な事例が相次いで判明を致しておりましたので、これは情報開示制度、ひいては我が国証券市場に対する信頼を揺るがしかねない、そういう事態であると認識をしており、情報開示制度に対する信頼性の確保に向けて、私どもとして対応策をまとめさせていただいたものです。今発表させていただいた対応策を強力に推進をしていきたいと考えております。

(平成16年11月16日(火))

[「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対策」発表記者会見](#) 抜粋)

※ ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対策について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」\(平成16年11月16日\)](#)にアクセスしてください。なおこれに伴い、「ディスクロージャー・ホットライン」を設置しました。詳しくは、金融庁ホームページの[「ディスクロージャー・ホットラインの設置について」\(平成16年11月16日\)](#)にアクセスしてください。

【金融便利帳】

- ※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。
今月のキーワードは「**ラップ口座**」「**無認可共済**」です。

「ラップ口座」とは・・・

- **ラップ口座とは、証券会社が自社又は外部の投資一任業者（投資顧問業者のうち、顧客の資産の運用に関する意思決定を顧客から一任されている業者）を活用したうえで個人投資家の資産の運用・管理を行い、運用資産残高に応じて、運用報酬、売買執行に伴う手数料、口座管理料等を一括して徴収する口座のことです。**ちなみに、ラップ口座の「ラップ」とは、英語の「Wrap（包む）」の意味です。投資家が支払う手数料が取引ごとではなく運用資産残高に応じて一定で、その中に売買手数料や口座管理料、投資顧問業者への運用報酬などが「含まれている」ことに由来しています。
- 平成 10 年の金融システム改革法において、証券会社における手数料依存の経営体質からの脱却を図る等の観点から、証券会社における投資一任業務の兼業が認められました。これは、資産管理型営業（投資家の投資目的、投資期間、リスク許容度に適した資産運用を提案し、その管理もしていく営業の形態）への移行を促進するためです。**ラップ口座は、手数料率が一定のため、投資家の資産が増加すると証券会社の手数料も増加します。このため、投資家と証券会社の双方の利害が一致し、投資家のニーズに合った運用が期待できます。また、投資家にとっては様々なサービスの提供を一つの口座で受けることができ、自分の投資方針に合ったポートフォリオ（株式や債券などの資産ないし銘柄の組み合わせ）を選択することが可能になる等のメリットがあります。**
しかしながら、当初意図していたほど、資産管理型営業への移行は進んでいきませんでした。その一因として、証券会社にとって、①投資顧問業法上の自己売買に係る書面の顧客への交付義務が過大な負担になっているおそれがあること、②専門義務が課せられている投資一任業務等を兼業することにより、証券業以外の業務を営むことができなくなるおそれがあること、等が挙げられ、それに係る問題点も指摘されました。
- **これを踏まえ、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」の改正（平成 16 年 4 月 1 日施行）により、証券業と投資一任業務の兼業に係る規制の見直しを行いました。**
- ※ 証券業と投資一任業務の兼業に係る法改正の内容
- 上記①の関係
- ・ 証券会社が投資一任業務を営む場合の自己売買記録の顧客への書面交付については、一定の要件の下、内閣総理大臣の承認を受け、交付しないことを可能としました。
- 上記②の関係
- ・ 証券会社が投資一任業務等を営む場合でも、証券業以外の業務を営むことができるよう、兼業に係る規制を緩和しました。
- このようなことにより、個人投資家の裾野の拡大に寄与するとともに、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させることが期待されています。

「無認可共済」とは・・・

- そもそも共済とは、一定の地域または職域でつながる者が団体を構成し、将来発生する恐れのある一定の偶然の災害や不幸に対して共同の基金を形成し、これら災害や不幸の発生に際し一定の給付を行なうことを約する制度と考えられていますが、その中には共済事業につき根拠法を有する共済（以下、「根拠法を有する共済」）と共済事業につき根拠法のない共済があります。そして、**共済事業につき根拠法のない共済は、「根拠法のない共済」又は「いわゆる無認可共済」（以下、「根拠法のない共済」といいます）と呼ばれています。**

根拠法を有する共済は（注1）、「他の法律に特別の規定のあるもの（保険業法第2条第1項）」などに該当することから、保険業法の規制は受けませんが、これに代わる特別の法律による規制を受け、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行なっています。

（注1） 代表的な例として、農業協同組合（JA：農業協同組合法）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済：消費生活協同組合法）、全日本火災共済協同組合連合会（日火連：中小企業等協同組合法）等の行う共済があります。詳しくは、根拠法を有する共済の加盟団体である社団法人日本共済協会のホームページ（<http://www.jcia.or.jp/>）を参照してください。

- これに対し、**根拠法のない共済は、共済事業についてなら保険業法その他特別の法律による規制・監督を受けておらず、保険会社と異なり、例えば募集規制や公的セーフティーネットなど、契約者保護のための規制や制度がないことに留意しておく必要があります。また、共済事業と称していても、不特定の者を相手にしている場合には、保険業法違反となり、当該事業を行った者に対して刑罰（三年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金又はこれの併科）が科される可能性があります。**

従って、このような根拠法のない共済への加入を検討される際には、保険会社との制度上の違いについても留意し、どのような商品か、当該団体の財務及び業務が健全か、等について、十分確認することが重要です。

- なお、現在行われている金融審議会第二部会においては、「無認可共済」への対応について、事業者からヒアリングを行うなど、契約者保護等の幅広い観点からご審議を頂いているところです。

※ 「無認可共済」に係る審議の状況、議事要旨等については、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「資料等」「議事録等」に入り、〈第二部会〉[「第18回平成16年10月5日 資料」](#)、[「平成16年10月27日 資料」](#)、[「第19回平成16年11月10日 資料」](#)、[「第18回平成16年10月5日\(火\)開催分 議事要旨」](#)にアクセスして下さい。

- また、平成16年10月5日（火）に公表した、「金融審議会金融分科会第二部会 『無認可共済』への対応に係る論点整理」について、10月25日（月）まで広く意見の募集を行い、119件のご意見を頂きました。

お寄せいただいた意見としましては、無認可共済に対する規制の基本的あり方については、「無認

可共済には現行の保険会社に対する規制と同様の規制を課すべきである。」との意見が多数ありました。他方、「保険会社とは異なる」規制を導入すべきとの意見も相当数あったところです。

お寄せいただいた意見等を参考に、金融審議会第二部会では、更に「無認可共済」への対応に係る議論を行っていくこととしています。(金融審議会では、年内にも報告書の取りまとめを予定しています)

※ 「金融審議会金融分科会第二部会 『無認可共済』への対応に係る論点整理」に対する一般からの意見募集の結果について、詳しくは、金融庁ホームページの「パブリック・コメント」から [「16.10.5 金融審議会金融分科会第二部会 論点整理の公表について」](#) 及び [「左記のパブリック・コメントの結果について \(16.11.10\)」](#) にアクセスしてください。

【お知らせ】

○ 「ポケットバンク債権委員会からの緊急のお知らせ」と題するダイレクトメールについて

11月中旬、「ポケットバンク債権委員会からの緊急のお知らせ」というダイレクトメールが送られてきているとの問い合わせがあり、「ポケットバンク債権委員会」という業者から送られていることが判明しました。このため、下記のような注意喚起文を当庁ホームページに掲載するとともに、プレスリリースを行いました。

「ポケットバンク債権委員会」と名乗る業者が、「三洋信販株式会社」の内部組織になりすまし、「ポケットバンク債権委員会からの緊急のお知らせ」と題するダイレクトメールを発送しております。

その中で、「昨日、金融庁からの警告を受けプライバシー保護の改善処理が解決されていないことから指摘を受け、」及び「残りの残高は当社顧問弁護士の方と協議した結果、不良債権と致しまして金融庁のほうに書類送検する予定でいます。」とありますが、そのような指摘や書類送検の事実はございません。

また、「ポケットバンク債権委員会」については「三洋信販株式会社」と全く関係ないことを確認していますし、当庁が所管する社・団体ではありません。

上記ダイレクトメールでは、和解金の請求を行っておりますが、金銭の振り込みを行わないようくれぐれもご注意ください。

なお、この業者に関する情報は捜査当局に提供しております。

上記のように、実在若しくは類似の会社名等（団体名・行政機関名等）を装ったり、無登録でありながら架空の登録番号や別の貸金業者の登録番号を詐称する違法な業者が、貸付けに関する広告勧誘や違法な債権回収等を行っている場合があります。こうした業者や登録の確認できない業者からの借入れ等はなさらぬようくれぐれもご注意ください。

※ 金融庁ホームページにおいて、全国の財務局・都道府県（京都府を除く）に登録されている貸金業者の登録内容を検索することができます。

URLは、次のとおりです。

登録貸金業者情報検索サービス <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

携帯電話用

携帯電話用

- ・ i モード <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/i/>
- ・ Vodafone <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/v/>
- ・ EZweb <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/ez/>

また、財務局登録番号を詐称しているような悪質な無登録業者に関する情報について、詳しくは、金融庁ホームページの「違法な金融業者に関するご注意」から [「違法な金融業者に関する情報について」](#) (PDF) にアクセスしてください。

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただきます、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣・政務官へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣・政務官への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【10月の主な報道発表等】

- 1日(金) [アクセス](#) ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）の公表
(パブリック・コメント)
- [アクセス](#) ・ 前払式証券の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）の公表
(パブリック・コメント)
- [アクセス](#) ・ 金融研究研修センター研究官（非常勤職員）の募集
- [アクセス](#) ・ 証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）、金融機関の証券業務に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令（案）、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（案）、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（案）および事務ガイドライン（案）の公表
(パブリック・コメント)
- 5日(火) [アクセス](#) ・ 無認可共済への対応に係る論点整理の公表（パブリック・コメント）
- [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会開催
- 7日(木) [アクセス](#) ・ 株式会社ユーエフジェイ銀行に対する行政処分
- [アクセス](#) ・ 証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）の公表（パブリック・コメント）
- 8日(金) [アクセス](#) ・ 足利銀行の「業務及び財産の状況に関する報告」の公表
- [アクセス](#) ・ 特別危機管理開始決定の公告時における足利銀行の資産及び負債の状況の公表
- 15日(金) ・ 金融審議会金融分科会特別部会開催
- 18日(月) ・ 「疑わしい取引の届出」に係るフロッピーディスクの所在不明を公表
- 21日(木) [アクセス](#) ・ 『変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に関する内閣府令等（案）に対するパブリック・コメント結果
- 22日(金) [アクセス](#) ・ IOSCO専門委員会による国際コンファレンスの開催案内
- [アクセス](#) ・ 「貸し流り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況の公表
- [アクセス](#) ・ 住友信託銀行株式会社、モルガン信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
- [アクセス](#) ・ 十字屋証券株式会社に対する行政処分（関東財務局）
- 26日(火) [アクセス](#) ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（追加要請その26）の発出
- [アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等の公表
- [アクセス](#) ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）の公表
(パブリック・コメント)
- 27日(水) ・ 金融審議会金融分科会第二部会開催
- 28日(木) [アクセス](#) ・ 新しい自己資本比率規制の素案の公表（パブリック・コメント）

- 29日(金) [アクセス](#) ・ デプファ・バンク・ピーエルシー東京支店の銀行業の営業免許
[アクセス](#) ・ 株式会社北國銀行及び株式会社広島銀行に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 山一証券に対する資金の貸付けに係る債権の譲受けの要請

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。